

公益社団法人日本社会福祉士会 名刺作成におけるガイドライン

組織・運営 ガイドライン第7号

2013年5月18日制定

最終改正 2020年10月3日

（目的）

第1条 このガイドラインは、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）の会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士が、本会のロゴマークを使用し「社会福祉士会」名を用いて名刺を作成する場合の基準及び留意点を示すものである。

（ロゴマーク）

第2条 ロゴマークは図1のとおり、本会が定める色及び形状を用いなければならない。

（レイアウト）

第3条 レイアウトは図2パターンAのとおりとする。

- 2 ①のロゴマークの大きさは縦8mm横15mm程度とする。
- 3 ②は都道府県社会福祉士会名のみを記載する。
- 4 ③は必要に応じて所属する都道府県社会福祉士会の委員会名をいれることができる。
- 5 ④は氏名のみを記載する。
- 6 ⑤は住所、電話、FAX、携帯電話番号、メールアドレス、ホームページアドレスなどの連絡先を記載する。会社名や事務所名を連絡先として記載することができる。
- 7 ⑥は社会福祉士登録番号や会員番号、取得した資格、会社や事務所等の役職名などを記載することができる。
- 8 「公益社団法人日本社会福祉士会」を記載する場合は、図2パターンBのとおり②の上段に記載する。

（改廃）

第4条 このガイドラインを改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 このガイドラインは、2013年5月19日から施行する。

附 則

このガイドラインは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。（2014年4月1日）

附 則

2020年10月3日改正、施行

図1 ロゴマーク

カラー

DIC199 若しくは同等
の色



図2 名刺レイアウト

